

令和6年度第10回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和7年1月22日（水）14：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、大谷委員

事務局：藤原副教育長、川上副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、学校教育課長、学校教育課教育指導官、生徒指導推進室長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、金津委員、原田委員が所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め、教育委員5名中3名の出席があり、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は、承認が1件、報告が3件、議事が1件となっている。

開会にあたり、議第21号、松江市公民館長の任命についての公開、非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思います。

会議規則第2条第1項ただし書きによると、人事に関する案件、事件、その他の事件については、教育長又は委員の発議により、出席した教育委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第21号については、人事に関する事件であるため、会議を非公開として、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思う。

なお、会議規則第2条第2項により、この発議については、討論を行わずにその可否を決することとしている。

お諮りをする。本日の議案、議第21号については、非公開の取扱いとすることに御異議はあるか。

……………異議なし……………

御異議がないため、議第21号については、会議終了後、非公開での審議とさせていただきます。

また、本日の会議の出席者は、これまでどおり提出案件の説明者の必要最小限の人

数での対応とすることになっているため、御理解をいただくようによりしくお願いをする。

2 会議録の確認（令和6年度第7回、8回）

……………修正なし……………

3 会議録署名者の指名（塩川委員、大谷委員）

4 承認【1件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【承認第1号 教育委員会の権限に属する事務の臨時代理の実施について（令和6年11月議会）】

○大谷次長

議案は1ページを御覧いただきたい。

まず、内容の説明に入る前に、臨時代理について若干説明をさせていただく。この臨時代理の承認というのは、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項に基づき処理した事務について、同規則第3条第2項に基づき報告をするものである。

この規定については、議案の下のところに参考として記載をしている。第3条は2ページに記載しているため、そちらを御参照いただきたい。

第3条第1項において、「教育長は、第1条各号に掲げる事務を緊急に処理する必要が生じた場合において、教育委員会の会議を開くことができないとき、又は招集するいとまがないときは、臨時に代理し、当該事項を処理することができる」と定めている。

また、第3条第2項において、「教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議に処理の状況を報告し、その承認を求めなければならない」と規定をしているため、今回の教育委員会会議において、委員の皆様へ御報告をし、御承認を求めるものである。

なお、今回処理した事務は、議案 1 ページにある第 1 条第 7 号、「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分について定める議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見の申出に関すること」に該当をする。

それでは、具体的な内容について説明する。この度処理した事務は、令和 6 年度松江市一般会計補正予算（第 8 号）（教育予算）の松江市長への調製依頼で、職員人件費、会計年度任用職員人件費、公民館職員人件費に関する補正について調製依頼を行ったものである。

議案は 3 ページを御覧いただきたい。この度は、全て給与改定による人件費の補正予算である。

はじめに歳出を御説明するため、5 ページをお願いする。この歳出のページの一番左端に丸付き数字で番号を振っているが、この丸付き数字の③、⑲、⑳、㉔の職員人件費については、一般職員及び再任用職員の人件費について、今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、松江市職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき、給料表の改定並びに期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引き上げに伴う人件費の増額を計上するものである。

④の特別職人件費については、一般職の職員の期末手当の改定措置等を考慮し、特別職の期末手当の年間の支給月数を引き上げることに伴う人件費の増額を計上するものである。

また、会計年度任用職員の人件費についても、松江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に基づき、給与改定に伴う増額分を計上している。

会計年度任用職員の報酬等は、先ほど御説明をした 5 つと㉔を除く全てが該当であり、各事業費において執行をしている。

次に、8 ページをお願いする。㉔の公民館管理運営費については、市職員の給与改定に準じ、公民館職員の給料額を引き上げることに伴う所要額を計上するものである。

次に、歳入である。4 ページをお願いする。これは歳出で御説明した会計年度任用職員の給与改定に伴う国・県の補助金の増額分を補正するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。承認第1号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは。承認第1号は承認することと決定した。

5 報告【3件】

事務局から説明をお願いします。

【報告第14号 令和6年第6回松江市議会定例会（11月議会）について】

○藤原副教育長

令和6年第6回松江市議会定例会が11月26日から12月18日まで開催され、第8回教育委員会会議において調製依頼の御承認をいただいた令和6年度松江市一般会計補正予算（第7号）、（仮称）湖北学園グラウンド用地として財産を取得する財産の取得に関する議案及び松江市西菅田集会所の指定管理者の指定については、12月5日に開催された総務委員会及び12月6日に開催された教育民生委員会並びに予算分科会での審議を終え、12月18日に原案通り可決裁決となっている。

また、12月2日から12月4日までの3日間に一般質問があり、24人の市議会議員から質問があった。そのうち教育委員会に関するものは、お手元の議案集の9ページ以降、骨子を掲載しているとおり、6人の市議会議員から質問があった。その概要を報告させていただく。

10ページを御覧いただきたい。まず、質問順位の1番、津森良治議員のこども性暴力防止法（日本版DBS）についての質問においては、質問番号の①のほうであるが、準備状況について聞かれた。

その下の②であるが、個人情報の厳格な管理に対する所見について。この2件について質問があった。

これは市長と教育長からお答えしたところであるが、教育長の部分だけ説明申し上げる。教育長の答弁では、令和4年4月1日に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和4年2月16日付で「スクール・セクシャルハラスメント防止に関する指針」を策定し、スクール・セクハラに

関する基本的な考え方、その防止や万が一発生した場合の具体的対処方策等について市立小・中・義務教育学校、皆が丘女子高等学校に通知するとともに、各学校において全教職員を対象とする研修を年2回以上実施するように義務付けているという現在の取組状況を答えた。昨年7月には、小学校・中学校それぞれの校長会及び教頭会において、「こどもの性被害の防止」に関する研修を実施し、「児童生徒と接するとき気をつけるポイント」や「被害者への対応の留意点」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」の内容や性犯罪関係の刑法改正などについて理解を促し、各校における意識啓発に努めると答弁したところである。

現在、国では「こども性暴力防止法」の施行に向けて、対象事業や職種の範囲、認定・審査及び犯罪事実確認の具体的な手順、防止措置や情報管理措置の内容、こどもの保護・支援をはじめとする安全確保措置などについて検討されており、このような国の動向を踏まえて、引き続き性犯罪や性暴力からこどもを守るための対策を講じていくと答弁している。

続いて、質問順位2番、長谷川修二議員の経済教室の設置についてと、薬物乱用と匿名・流動型犯罪グループの動向と対応、啓発についてのうち、薬物乱用防止の啓発について質問があった。

右側の答弁にあるように、政府は昨年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な対策を推進しており、なかでも青少年向けを中心とする広報・啓発を通じた未然防止対策については、従来からの学校での学習に合わせた「薬物乱用防止教室」などの開催により、薬物乱用防止教育の充実・強化が求められている。本市では、保健体育などにおいて薬物乱用の有害性・危険性についての学習に取り組んでいるほか、警察や学校薬剤師など、学校外のような様々な分野の専門家の参加・協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催しており、昨年度実績として、市立小学校24校、中学校12校のほか、皆が丘女子高等学校においても開催したことを答弁している。

このほか、市販薬の過剰服用、いわゆるオーバードーズなども社会問題となっており、こうした身近な薬物の正しい取り扱いに関する教育も必要と考えている。若者が薬物を乱用する背景として、SNSを中心とした誤った情報の拡散や、インターネットなどで薬物を手に入れやすい環境があることから、メディア教育も充実させていくことで、こどもたちが正しい知識をもち、ネット情報の真偽なども適切に判断し行動できる能力を身に付けて欲しいと答弁いたしている。

続いて、質問順位の3番、三島進議員の生活困窮者に関する質問であるが、ここからは一問一答ということであったため、質問ごとにどのように答弁したかを説明していく。

質問番号の①のところであるが、生活困窮者の学校生活の中での様子について質問があった。

答弁としては、教育委員会として把握しているいじめ事案のうち、生活困窮に起因すると思われる案件は過去3年間報告されていないとしている。

その次の②の質問であるが、苦しい家計状況からくる教育格差に対する考えについて質問があった。

それについて、右側の答弁であるが、まずは要保護・準要保護世帯を対象とした就学援助制度のほか、学校だけでは解決できない課題については、福祉をはじめとする関係部署につなげている状況を説明し、その上で学校として取り組むべきことは、全ての児童・生徒に等しく教育の機会を提供すると同時に、一人一人の個性や適性を踏まえた学習支援を行い、主体的に学びに向かえる力を身に付けさせていくことであるという考えを伝え、実践しているとしている。

また、学校外での学びについては、一人に一台ずつ配備しているタブレット端末を利用した家庭学習のほか、地域の皆さんが先生となり、公民館や小中学校を会場として学ぶ機会を提供する、地域とすすめる『松江てらこや』事業などの取り組みを紹介した。体験活動の機会を提供するため、「ふるさと教育」の推進、「ペットボトルロケット打ち上げ大会」や「天文教室」の開催などの具体例を挙げ、それらにも取り組んでいると答弁している。

次の12ページを御覧いただきたい。質問番号の③では、小・中・高校生が塾に通う理由を問われている。

答弁では、右側であるが、一般論として、入試対策のために塾に通っている場合が多く、小学生は学習習慣をつけるためのほか、学校とは異なる個別指導の方法や形態が整っている点を挙げたところである。

その上で、質問にあったが、「教員の指導力不足や学力低下が理由なのではないか」という問いに対しては、「教員の指導力不足や児童・生徒の学力レベルの問題が直接的に関連しているとは考えていない」と明確に否定をしている。

最後に、④において、経済的支援策に対する考えの質問があった。

右側の答弁では、福祉部門の施策として、生活困窮世帯の中学 2 年生、3 年生を対象とした高校進学に向けた学習支援事業を実施していることや、本市のふるさと奨学金制度のほか、国の給付奨学金や授業料・入学金減免の制度などを紹介している。

続いて、質問順位の 4 番、田中明子議員の不登校問題については、これも同じく一問一答である。質問番号の①、本市における「問題行動・不登校調査」の結果については、13 ページであるが、答弁概要に記載しているとおり、学校種別ごとにいじめの認知件数、あるいは不登校児童生徒数などについて記載をして、その数字を伝えている。こちらに書いてある数字である。

質問番号の②、親が不登校の我が子に登校することを強く言わなくなったことに対する見解を問われている。

これの答弁としては、文部科学省が示す不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるという対応方針を受け、保護者や学校の考え方も多様化していると推察されている。様々な理由で学校に通いづらい状況にある児童・生徒が、必要な時間、学校以外の居場所で過ごしてエネルギーを蓄え、次の段階に歩みを進めることは大切なステップであると理解しており、多様な学びの場を用意することで、どこにもつながらない子どもたちをなくすことに取り組んでいるとし、具体例として、本市の「ボタンねっと」の取り組みを紹介している。

次に③、フリースクールで高校卒業資格を取った生徒等については、高校卒業資格取得可能な施設が 4 か所あり、昨年度の高校卒業資格取得者数は合計で 44 人であった。そのうち、大学、専門学校への進学が 26 人、就労が 5 人、未定 13 人と伺っており、就労や進学につながっているものと考えていると答弁している。

次の 14 ページを御覧いただきたい。田中明子議員の最後であるが、不登校児童生徒に対する相談体制として、専門職と一人一台端末の活用について問われている。

答弁としては、右側のところであるが、11 名のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを全ての公立小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に各 1 名配置していることを答弁している。

また、一人一台端末の活用については、積極的に活用していくよう、校長会や管理職研修会、生徒指導担当研修会等で引き続き働きかけていくとしている。

続いて、質問順位 5 番、中村ひかり議員の児童クラブへの弁当配食サービスに関する

る質問については、右側の答弁であるが、こども家庭庁が公表している事例、あるいは便利なサービスを謳った業者の情報を各児童クラブに提供するという答弁をしている。

最後に、質問順位 6 番、舟木健治議員の不登校のこどもと保護者のニーズに基づいた不登校支援についての質問である。質問番号①と②で、児童生徒の問題行動・不登校と生徒指導上の諸問題に関する調査における本市の調査結果及び不登校の要因・状況についての質問があった。

答弁については、右側の答弁概要のところに記載のとおり的人数、不登校児童生徒数と保護者からの相談などが書いてあるが、相談としては、「学校生活へのやる気」、「生活リズムの不調」、「不安・抑うつ」が上位 3 つを占め、「学業に関する相談」や「友人関係の相談」は、小学校より中学校に多く見られるということなどを答えている。

続いて、質問番号の③、不登校に対する偏見をなくしていくことについて質問があったが、答弁としては、右側に記載しているとおり、学校に通いづらいことで悩む児童・生徒やその家族の心理的負担を軽減するためにも必要なことであると考えており、学校においては、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人の人権問題に対する正しい知識と認識を深め、人権意識を高めるとともに、いじめなど、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力を育成していると答弁した。

続いて④、フリースクール等への支援については、右側のところであるが、今年 1 月から現在までに行った実態調査や、今年 10 月から始まった県が主管する「島根県フリースクール等連絡協議会」での情報を参考にしながら、県内の他市町村とも連携を図り、引き続き調査研究していくというように答弁をしている。

続いて、16 ページを御覧いただきたい。質問番号⑤、本市の不登校支援事業の実施状況等については、右側の答弁のほうに書いてあるが、「ふれあい教室」、「ボタンねつと」、訪問型支援員派遣事業「こねくと」の利用状況等を答弁しており、記載のとおり数字、実施回数等を答弁したところである。

続いて、質問番号⑥の学校内外の支援者へのアンケート結果や意見交換会の取組状況についても、意見交換会等、右側のほうに記載した回数を行っているという現状を答弁している。

質問番号の⑦、本市のホームページでのフリースクールに関するレイアウト改良に

ついて質問があった。

それに対して、答弁としては、児童・生徒が閲覧することも想定し、イラストを入れたり、ルビを振ったり、リンク先を分かりやすく表示したりするなどの工夫をしていくというように答弁をしている。

最後であるが、質問番号⑧、教育支援センターの拡充については、答弁として、限られた予算や人員の中で最大限の効果を上げることを目指しており、現状の体制を維持しながら効率的な運営を図っていく考えであるが、拡充については、利用者の声やニーズを注視しながら、橋北、橋南それぞれに教育支援センターを設置することも含めて、今後の運営の在り方について具体策を調査・検討していくとしている。

以上が 11 月議会の報告である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。内容も盛りだくさんであるが、何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

子ども性暴力防止法についてであるが、今後、施行に向けて準備を整えるという状況だと思うが、社会問題として大きく取り上げられているという現状もあり、保護者の方も関心を持っておられることではないかと思っている。

市教委でも対策を現時点でできることをやっていたらと思うが、プライバシーの問題もありデリケートな問題ということでなかなかやりにくい部分があると思う。答弁にもあったように、県教委や国の動向を踏まえて、関係機関と連携をとっていただいて、実効性のあるものを施行していただきたいと思っているところである。

もう 1 点。不登校についていろいろ答弁していただいているところであるが、その中でいつも話題になっているボタンねっとの有効性が数字的なものにも表れているということで大変嬉しく思う。

それに併せて、前々から教育長が言っておられたとおり、生徒・保護者へのアンケートを分析して、実態をしっかりと把握して、それに対応して実効性のあるものを検討されていると思う。議員はもちろん保護者の皆さんもアンケート結果の分析について注目されているのではないかと思うため、是非ともよろしく願いたいと思う。

もう 1 点、不登校のことで、学びの多様化学校という方向に向かっていると思うが、

答弁にもあるように、松江市としては橋北、橋南それぞれ教育支援センターを設置することを含めて検討中であるということで、進捗状況を伺うことができれば教えていただければと思う。

よろしく願います。

○藤原教育長

何かコメントがあるか。

○奥原生徒指導推進室長

最後の部分であるが、進捗状況としては、橋北、橋南にということも含めて、現在あるところの支援を充実させるというところにまず力を入れて取り組んでいるところである。

機能移転や、橋北、橋南への設置等については、施設、職員、利便性等も含めて、現在検討しているところである。

以上である。

○藤原教育長

最初の子ども性暴力防止法の関係であるが、大きな変更点は性犯罪歴を照会することである。教育に携わる人全て子ども家庭庁を経由して法務省に犯罪履歴を照会するというとんでもない仕組みになっており、マスコミ報道などによると国内に対象者が230万人ぐらいいる。

要は、全ての学校の教職員は働いていれば当然照会の対象であるため、場合によっては教育委員会も対象かもしれない。そうすると、個人の戸籍謄本を添付して照会しなくてはならない。学校の先生たちは多分県の教育委員会が一括で照会することになるが、個別の戸籍謄本を自分で取って送るしかないという仕組みになっている。その仕組みの設計をしている照会に対してデジタル庁がどのように答えていくのかということである。その仕組みができたときに犯罪履歴を照会して、問題ないということで教職業務にあたるという仕組みであるため、日本国中の学校の先生の個人情報が入り全部照会される。

この法律の目指すところは、犯罪履歴がある人は教職にもう二度と就けないという

ことである。完全に排除するということが最初言っておられたが、職業選択の自由という憲法の保障があるため、年限付きという形での対応に変わった。

いずれにしても、初めての対応ということで、実際に動き始めるととても大変なことが起こると思う。ほとんどないと思うが、照会してヒットしてしまうと、そういう履歴を隠して雇用されていたということになってしまい大変であるため、その方をどうするのかという新たな課題も出てくるというように言われている。

事例として配置転換というようなことも書いてあったのだが、現場によってはことも触れないということは絶対にないため、それは空理空論ではないかという話が最初から出ている。国がどういう形で制度を設計して、実際に運用されるのかということころはしっかり見ていかなければいけないということである。

決して国の話ではなく、我々の身近なところにそういう影響が出る仕組みになっているということである。そういう御理解をいただければと思う。

大谷委員、何かあるか。

○大谷委員

先ほどお話ししていただいた内容に関連して少し教えていただきたいのだが、ボタンねっとは昨年初めて施行されたと記憶しているが、この報告を読ませていただくと現在は日々使っているように聞こえる。施行のあとは毎日使うようにしておられるのかどうかということが伺いたい。私の中で整理がきちんとできていないが、前にふれあい教室と同じようなテーマが出たときに、不登校に関してはスティックビルと内中原に施設があって、少しずつ対応の仕方が違うというように伺った。ボタンねっとはどこにいても使えるのか。ふれあい教室とスティックビルはどのように連携しているのかということも、今の状況を教えていただけたらと思った。

○奥原生徒指導推進室長

まずボタンねっについて、今年度始まり、基本的に毎日配信をしている。毎日10名から15名程度の参加者がある。日によってばらつきはあるが、参加者が毎日いるという状況である。

12月末の段階で利用者のアンケートをとった中では、保護者からも「是非継続してほしい」、「とても助かっている」、「とてもありがたい存在」というような嬉しい報告

もいただいているところである。

青少年相談室のふれあい教室と、おそらく青少年支援センターの話だと思うが、まず青少年相談室は、松江市教育委員会の生徒指導推進室が所管しているところである。青少年支援センターは、青少年支援室が運営をしておられるところである。

学校に行きづらい子どもが相談をかけてこられるのだが、基本的に青少年相談室では学習をするために通室をしてくるというようなところで、比較的大きくはないが、集団で学習をしたり、中に個別学習の子もいるが、自学室があったりして、どちらかというとなら全体で学習をするような形態である。

特に、青少年相談室に相談があって、そのあと青少年支援センターに相談を持ちかけることもあるが、青少年支援センターはどちらかというとなら個に対応した支援というのか、スポーツや音楽など学習以外での様々な体験活動の支援を行っておられるところである。

青少年相談室のふれあい教室は、主に学習に重きを置きながらも、体験活動を通して子どもたちの成長を促していくというような感じの捉えである。

回答になっているか。

○藤原教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

今のボタンねっこのことだが、毎日配信ということで、プログラムをつくったり、配信や学習の指導をしたりというのは推進室のスタッフが中心になってやっておられるということか。

○奥原生徒指導推進室長

運営の基本的なところは推進室で担っている。具体的な授業のことや役割分担といったところは学校教育課の学び推進係にお力添えをいただいております、そちらの指導主事の先生方を中心にして授業の配信等を行っているところである。

○塩川委員

かなりの労力が必要である。

○藤原教育長

塩川先生、手伝ってもらっても良いか。いつでもウェルカムである。

○塩川委員

先ほどあったように、継続してつながりをしっかり持つということだと思つたため、負担は大変だと思うのだが、今後も是非継続・拡大していただきたい。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○大谷委員

今ボタンねっとの配信を毎日しておられて、毎日授業をつくっておられるのかなという印象を受けた。多分学年・校種もいろいろだと思うし、教科もいろいろとなったときに、本当に御苦労が大変ではないかなという気がしないでもない。例えば大学生を使えるところがあればお声がけいただいて、その辺り本当に大変ではないかなと思う。その辺りで様子が伺えられたらと思った。

○藤原教育長

感謝する。是非願います。

○奥原生徒指導推進室長

ありがたいお言葉、非常に心強い。先生方はさすがだなと思うのは、毎日お願いをしているのだが、我々が聞いていても本当に楽しい内容である。

小学校5年から中学校3年生までと学年が幅広いため、教科書のここを使ってという感じではなく、例えば理科の実験や図工の工作など画面越しで同時にできるようなことで少し変わったところでいうと、外部からの発信ということで、今まで市役所の新庁舎や松江城、歴史館、堀川遊覧船などいろいろなところにお出かけをさせていただいて、松江の魅力を発信するというような活動をした。日々工夫しながら、こども

たちが何とかつないでほしい、何とか飽きずにやってほしいというところを大事にしてやっているところである。

今後本当にいろいろなところに協力をお願いしてやっていかないと持続が難しい事業であるとは思っているため、またその節は大学生さんどうぞよろしく願います。

○藤原教育長

教育委員にもどういう取り組みをしているのかというのを見てもらうと良い。

○塩川委員

機会があれば、出演は無理だが、横のほうから見せていただき、「こういう感じでやっているのか」というイメージが湧くと思う。

○藤原教育長

是非見ていただき、協力してくれる人を募集したい。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第第 14 号については以上とする。

【報告第 15 号 「令和 6 年度大口町交流事業ウインタースクール」実施報告について】

○米原教育指導官

それでは、報告をさせていただく。今年度、3 回目となる大口町交流事業ウインタースクールであるが、令和 6 年 12 月 7 日の土曜日から日曜日の 2 日間で無事に実施することができた。

お手元の報告第 15 号別紙を基に報告させていただく。まず、表紙の写真であるが、これは今回参加した児童の犬山城での集合写真である。

その下、11 月に松江市を訪問した大口町の児童との交流後の集合写真。また、分銅紋の付いたキーホルダーの写真は、大口町にある桜の間伐材を使ったもので、大口町のこどもたちとウインタースクール当日と一緒に作成したものである。

表紙を開いていただき、1 ページを御覧いただきたい。事業概要やねらいについては記載しているとおりである。

実施日であるが、ウインタースクールは12月7日、8日の2日間。関連事業として、11月9日に大口町から訪問した児童との交流会を行った。そのときの様子は2ページ目に掲載している。

今回の訪問では、この11月に交流した児童と再会し、親交を深めることができた。我々教育委員会からは、引率として川上副教育長を団長に5名体制で、参加児童は14の小学校・義務教育学校から20名。そのうち男子が9名、女子が11名。以上20名が参加している。

行き先については、1日目に大口町の歴史民俗資料館、堀尾跡公園、東急株式会社。2日目に犬山城、名古屋港水族館を訪問している。

3ページから6ページには、12月のウインタースクールの様子を載せている。また詳しく御覧いただければと思う。

最後、7ページ目に参加児童の感想を一部抜粋して掲載しているため、御覧いただきたい。堀尾吉晴公に関することであるとか、大口町の方との交流のこと、文化の違い、松江についての再発見、児童自身が感じた地域に役立つことをしていきたいという思いなど、様々な感想が見られている。こどもたちにとって価値ある訪問であったということが読み取れると思う。

今後、参加児童のレポートを基に、2月15日の土曜日に松江歴史館において成果報告会を実施する予定となっている。

別紙として、今回のウインタースクールに参加した児童が作成した報告書を2人分お手元に紹介しているが、これを基に児童が報告会を行う。

報告は以上である。

○藤原教育長

報告が終わった。この件について何か質問や意見はあるか。

○大谷委員

とても充実した内容で、素晴らしいと思った。教えていただきたいのが、募集人員20名で、今回参加者が20名だったと思うのだが、競争率というか、大体みんな入れたのか、例えば半分に人数が絞られているのか、その辺りを教えていただけたらと思う。

○米原教育指導官

今年度の募集定員 20 名のところに対して、最初に参加申し込みがあったのが 16 名であった。そのあと追加募集をかけて 5 名がエントリーしたのだが、最初にエントリーされた 16 名のうち 1 名欠席があったため、合計 20 名の参加となっている。

○藤原教育長

塩川委員、何かあるか。

○塩川委員

今年も充実した交流ができたのではないかと思います。感想文からも伺えるように、それぞれのモノ・ヒト・コトというものに触れ合って、こどもたちは本当に良い体験をしたと思っているところである。

昨年言ったかもしれないが、行った生徒だけでとどまらず、去年は参加できなかったが成果報告会もあって啓発しておられると思う。名簿から見ると各学校 1 名ずつおられるように伺えるので、本人にあまり負担をかけてはいけないと思うが、全校生徒には難しいかもしれないが校内で何かの機会で「大口町に行って、こういう活動をして、こうだった」と行ったこどもが発表できる、啓発できるようなことができればもっと良いかなと。来年以降のモチベーションにもつながるのではないかと思います。できればという話であるが、よろしく願います。

○藤原教育長

校内で発表する事例というのは何か聞いているか。

○後藤学校教育課長

今年度については把握していないが、昨年度は発表の機会を設けていただいた学校もある。今後は、またそういった機会を設けてもらう呼びかけもしつつ、広がっていくようにしたいと思っている。

以上である。

○藤原教育長

そういう取り組みを行っているようであるため、今後も継続してやっていければと思う。この1泊2日の研修で、こどもは絵に描いたように成長してみせるため、本当にこれは良い取り組みである。

それでは、報告第15号については以上とする。

【報告第16号 松江市教育委員会表彰の決定について】

○加納生涯学習課長

議案の23ページを御覧いただきたい。こちらは、松江市教育委員会表彰規程に基づき、公民館関係の表彰者を決定するものである。

次に、議案の24ページを御覧いただきたい。令和6年度の表彰は、3の公民館職員の部において8名の職員を表彰するもので、今年度は公民館長、公民館運営協議会会長については該当がなかった。

この表彰であるが、松江市教育委員会表彰規程において、公民館長は勤務年数10年以上、公民館運営協議会会長は12年以上の功労のあった方を対象に、また、公民館職員については、勤務年数が15年以上の現職職員を対象に審査・決定することとしている。

表彰については、3月26日に開催される公民館運営協議会会長と公民館長の合同会議において行う予定としている。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

ちなみに、25ページの規定の第1条の「松江市教育のためじんすいし」と書いてあるが、これは一体何か。

○加納生涯学習課長

「じんすい」とは、力を尽くしてクタクタになるほど苦勞することとなっている。

○藤原教育長

平仮名で書いてあるのは読めないからか。

○加納生涯学習課長

漢字もあるが。

○藤原教育長

「じん」は尽力の尽か。

○加納生涯学習課長

そのとおりである。

○藤原教育長

「すい」はどういう字なのか。難しい字か。平仮名で書いてあると、余計に分らない。

○加納生涯学習課長

「臍臓」の肉付きがない感じなのだが。

○塩川委員

変えたほうが良いと思う。

○藤原教育長

これは、平仮名にしたことにより、より分かりにくい。振り仮名を振ったほうがまだ分かりやすい。

これは工夫したほうが良いような気がする。確かに読みにくいというのはあるかもしれないが、平仮名で書いてあると、余計に意味が伝わらなくなるため、それは事務局で検討してみてほしい。

それでは、報告第 16 号については以上とする。

6 議事【1件】

○藤原教育長

議題 21 号については、会議の冒頭でお諮りしたとおり、人事に関する案件であるため、後ほど非公開で審議を行うこととしたいと思う。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和 6 年度第 12 回教育委員会会議】

日時：令和 7 年 2 月 18 日（火）10：00～

場所：教育委員会室

8 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

○大谷次長

その他では、以前一度御説明したこども計画について、こども政策課から少々説明をさせていただきたいと思うため、よろしく願います。

○池田こども政策課長

私のほうから、こども計画の関係を説明させていただく。なお、お配りした資料の一番上のパブリックコメント募集という資料を使って説明する。

そのほかの資料については、こども計画のまとめた現在の素案と、あとはダイジェスト版でやさしい版というのをつくっている。通常は概要版ということでつくるのだが、こどもにとっても分かりやすい表記ということで、こども家庭庁等も、こういうダイジェスト版をつくる時にやさしい版という名称でルビを振ってつくっているため、今回そのような資料でつくらせていただいた。

大変申しわけないが、素案とやさしい版についてはパブリックコメント前であるため説明が終わったら回収をさせていただきたいと思うため、よろしく願います。

それでは説明をさせていただく。こどもまんなか松江プラン、パブリックコメント募集という資料である。昨年の 7 月 18 日の教育委員会会議でも御説明をさせていただいたものである。

めくって2ページ目には、こどもまんなか松江プランとはということで記載をしている。背景として、全てのこども、若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指して、令和5年4月にこども基本法が施行された。この法律を基に、令和6年度で計画期間満了を迎える第2期松江市こども子育て支援事業計画の改定にあたって、松江市こども計画をつくることになった。この計画の名称がこどもまんなか松江プランである。

めくっていただいて3ページ目である。この計画は、松江市に住む全てのこども、若者の皆さん、子育て世代の大人のために策定をする。この計画におけるこどもとは、18歳、20歳といった年齢で区切ることなく、心と体の成長段階にある人というのをこどもということで指している。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間である。

めくっていただいて4ページである。この計画の位置付けは、国のこども基本法、こども大綱を中心に各種法律に基づく市町村計画である。努力義務で策定をすることとなっている。

島根県も令和7年度からの実施に向けて現在策定中であり、連携しながらこの内容の作成をしているところである。

当市においては、上位計画として総合計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画がある。

また、横のほうに関連計画ということで記載をしているが、松江市教育大綱とも連携をしながら進めてまいりたいというように考えている。

次は5ページである。計画策定にあたっては、小中学生や若者、障がいのあるこどもを持つ保護者向けなど、多様な意見をいただくアンケートを実施している。

また、対面でのヒアリングとして、ワークショップや小学校での出前授業などを実施してきた。

そうしてこどもや若者の意見を反映して策定したのが、このこどもまんなか松江プランである。

なお、計画案は、有識者による委員で構成される松江市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて、令和6年8月から12月にかけて4回御審議をいただいている。

少し計画の内容を御説明させていただく。6ページ目である。このこどもまんなか松江プランが目指す基本理念として、これは総合計画でも目指す市民の実感として挙

げているが、「ここに生まれてよかった」、「ここで育ててよかった」としている。

本市は全てのこども、若者の皆さんが将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができ、自分に関係することに自分で意見を伝えることができるこどもまんなか松江を目指している。

このこどもまんなか松江を実現するために、3つの基本方針に沿った施策を展開する。まず、基本方針1。「みんなが大切、みんな幸せ、個人が尊重され、活躍できる機会の充実」である。基本方針2として、「生まれる前から大人になるまでライフステージに応じた切れ目ない支援」。基本方針3として、「誰一人取り残さない個別のニーズに応じたきめ細かい支援」を掲げている。

8ページ、それぞれの基本方針に掲げている具体的な施策について、少し概要について御説明する。

まず、基本方針1であるが、1つ目に、こどもの権利の大切さについて、若者や全ての大人に伝える出前授業や、AIコンシェルジュによる情報発信を行う。

また、こどもたちが楽しく過ごせる遊び場の充実として、全天候型の遊びの場の充実を図る。

また、こども、若者が気軽に意見を伝えられるオンラインアンケートなどの仕組みをつくる。

そのほかにも、松江起業エコシステムなどのやりたいことに挑戦する若者を応援する仕組みをつくる。

子育ての日イベントやキャンペーン実施により、まち全体で子育てを応援する機運醸成を図る。

こういったような取り組みを掲げ、基本方針1にある「みんな大切、みんな幸せ、個人が尊重される、活躍できる機会の充実」という方針の下進めていく。

9ページである。基本方針2、「生まれる前から大人になるまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援」である。

ここに掲げた施策としては、妊娠期から乳幼児期ではこども家庭センターを中心に赤ちゃんやお子さんの健康づくりや相談支援を行う。

また、学童期、思春期においては、放課後こども教室の実施など、学校での学びの充実に加えて、放課後等に安心して過ごせる場所を増やす。

青年期には、結婚を望む若者を応援する出会い創出事業を中海宍道湖大山圏域の市

町村と連携して実施をする。

また、子育て期においては、子育て支援策を充実させるとともに、誰もが利用しやすいように AI コンシェルジュを活用して情報を広く届ける。

こういった取り組みを掲げている。

10 ページである。基本方針 3、「誰一人取り残さない個別のニーズに応じたきめ細かい支援」である。

まず、インクルーシブ教育システムの構築を進めて、障がい・疾病のあるこども、若者や外国にルーツを持つこども、若者への理解を進めていく。

また、ふくしなんでも相談所を増やして、一人一人の困りごとに合った支援やサービスを行えるよう、相談体制の拡充を図る。

生活困窮世帯の中学 2 年生、3 年生の学習支援事業も引き続き行っていく。

また、令和 5 年度からヤングケアラーコーディネーターを配置しており、関係機関と連携しながら、ヤングケアラーに関する相談対応や実態把握に努め、支援を行っていく。

また、ネットトラブルや様々な犯罪からこども、若者を守るため、学習の場や研修会を実施するとともに、トラブルや犯罪が発生した場合は、早急に保護者や関係機関との連携を行って対処する。

こういうことで、主な取り組みについて御説明をさせていただいた。

そのほかの取り組みについても、少し分厚くなっているが、プランのほうに多くの事業を掲載させていただいている。

次に、11 ページであるが、この計画に盛り込む具体事業例ということで、QR コードを掲載している。ここで御覧いただくことができる。

続いて、12 ページであるが、今日説明したのは主な概要であったのだが、本内容について、来週の令和 6 年 1 月 27 日の月曜日から 2 月 12 日の水曜日までのところでパブリックコメントを実施する。

応募方法は郵送、FAX、メール、またはこども政策課への持参。市のホームページ、QR コードと市役所行政資料コーナー、各支所、こども政策課で閲覧することができるものである。

今後は、このパブリックコメントでいただいた意見を勘案して、3 月のところで第 5 回の児童福祉専門分科会に諮っていきたいと考えている。

内容については以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。せっかくの機会であるため、何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

このプランとは直接関係ないかもしれないが、先日はたちの集いに参加させていただき、本当に素晴らしい二十歳だと思った。将来が明るくなるような二十歳の人たちで、言動を見ていてこれから明るいものが見えてくるなど実感したところであった。先ほど御説明のあった基本理念「ここに生まれてよかった」、「ここで育ててよかった」にもあるように、おそらく大半のたちの集いに参加した人は、「ここに生まれてよかった」とか、保護者の方も「ここで育ててよかった」という実感を持たれたのではないかと痛感したところである。更にこのプランによってこの思いが加速することを期待している。

以上である。

○藤原教育長

大谷委員、よろしいか。

○大谷委員

素晴らしい御提案で、これが本当に実現すると良いなと思いながら伺っていた。

教えていただきたいのが、新しいセンターができると思うが、こども家庭センターと既存の保健所や、エスコだとかとの関係はどのように考えておられるか教えていただけたらと思う。関連性がどのようになるのか伺いたい。

○池田こども政策課長

こども家庭センターというのが、国の法施行に伴って設置をされた機関である。中核市は努力義務だが、いわゆる虐待相談部門と子育ての相談部門を一体的にすることにより、より連携がしやすいようにということで国のほうが設置を求めている機関である。

これを国の法施行により前倒しをして、本市は令和 5 年度からこども家庭センターを設置したところである。

保健所はまた別のところになるが、エスコは田和山の同じ建物にあり、連携して必要な情報を共有しながら支援を行っているところである。

エスコは松江市独自の組織と認識しているが、今後、国の法施行や法改正で、例えば保健所機能と一緒にするということがあるとするならば、そういったことも勘案しながらやっていこうと思っている。そういった形で情報共有、連携しながらやっていくというのが現状だと思っている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

ちなみに、このイラストのキャラクターは名前があるのか。

○池田こども政策課長

シジミちゃんである。子育ての情報発信を強化していきたいという思いがあり、昨年度ホームページを作成した。そのときの検討委員のイラストレーターの方が作成していただいて、シジミちゃんというキャラをつくっている。

非常にかわいくて好評なものであり、今後これを更新し、シジミちゃんを浸透させて、キャラクターがあることによって松江の子育て支援というイメージをしてもらうような取り組みもいろいろと検討している。

なお、うちの課ではプリントしたフリースをこの間つくり、もちろん自腹であるが、自主的に啓発しているところである。

以上である。

○藤原教育長

赤ちゃんもおじいちゃんもおばあちゃんもシジミちゃんなのか。

○池田こども政策課長

もし良かったら愛称を付けていただくと嬉しいと思う。

それから、1つ訂正である。資料が間違っているという面があった。12ページのパブリックコメントの期間について、実施期間を令和6年と記載しているが、これは令和7年の誤りであったため、訂正してお詫び申し上げます。

○藤原教育長

それでは、この件については以上とする。

以上で次第の8のその他を終了する。

ここで一旦第10回の教育委員会会議を閉会したいと思う。それでは、冒頭決定したように、教育委員会会議を非公開での審議に切り替える。関係者以外の方は退席をお願いします。

以下は人事案件であるため、会議時点では非公開であったが、任命及び委嘱を行い、任期が開始しているため、会議録は公開する。

議事【1件】

○藤原教育長

それでは、非公開で委員会を再開したいと思う。

事務局から説明をお願いします。

【議第21号 松江市公民館館長の任命について】

○加納生涯学習課長

議案の29ページと別紙をお配りしているため、そちらを御覧いただきたいと思う。説明のほうは別紙を用いて行うため、別紙を御覧いただきたい。

まず、1の事由として、前任者の辞任に伴い、新たに任命する者としている。先般、令和6年12月16日付で、宍道公民館の館長を13年お務めになった佐藤和彦館長から退職願が提出をされ、後任については、宍道公民館運営協議会から今回提案する持田康史氏が推薦されたところである。

別紙の最後のページになるが、持田氏の略歴を記載しているところである。御年齢は72歳の方で、JA共済連に昭和49年から定年の平成30年まで勤務をされておられた。現在は、社会教育行政関係では宍道まちづくり協議会の会長、また、宍道公民館

運営協議会の委員などを務めておられる。

また、スポーツ関係では、NPO 法人宍道湖スポーツクラブ副理事長などを務めておられるほか、従前から地元の公民館活動にも積極的に参加をしておられ、公民館長として適任であると判断したため、今回、その任命についてお諮りするものである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

○大谷委員

この件に反論ではなく、ただ教えていただきたい。この一覧表の一番下に朱書きで「5期10年かつ満70歳以上を経過した館長」と赤字になっており、前にお話があったような気もするが、公民館の館長さんというのは年限があるのかどうか。年齢制限があれば教えていただけるか。今回に直接関係ないのだが、よろしく願います。

○加納生涯学習課長

公民館長の推薦にあたっては、内規的な基準で、任期が5期まで。1期が2年であるため10年まで。かつ年齢は70歳未満とするというような推薦の基準はある。地域においてこの方以外代えがたいというような事情があれば、この限りではないという形で基準を定めているところである。

○藤原教育長

なかなか適任の方がいらっしゃらなくて、一番超えている人は77歳で17年やっておられる。

それでは、お諮りをしたいと思う。議第21号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第21号議案は承認をされた。

9 閉会宣言（藤原教育長）

